

～地域密着型通所介護への移行について～

この度、当事業所におきまして実施しておりました小規模型通所介護サービスが介護保険法改正に伴い、地域密着型通所介護サービスに移行することとなりました。ご利用の皆様におかれましては、移行に伴う変更点につきまして予めご理解いただきますようお願い申し上げます。

【変更前】

- 名称 小規模型通所介護（定員10名まで利用可能）
- 通常の事業実施地域 運営規定に定めた事業実施地域

【変更後】

- 名称 地域密着型通所介護（定員18名まで利用可能）
※当事業所は引き続き10名定員で運営して参ります。
- 通常の事業実施地域 原則として事業所がある所在地内にお住まいの方のみとなります。（例外あり）

○新しい取り組み

平成28年4月以降、事業の運営にあたって地域の皆様ならびにその地域との連携及び協力体制の強化を図ることを目的とした運営推進会議が順次開始となります。事業所ごとに活動状況の報告やサービスの質の向上を図る為の評価、必要な助言を受けることを目的とし、おおむね6ヶ月に一回以上開催されます。

運営推進会議への参加は、ご利用されているご本人様やそのご家族様、地域の代表者様、地域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護への知見を有する者を予定しております。

○利用料金について

料金につきましては現段階で変更の予定はございません。

今後法改正等で料金の変更が生じる場合は、皆様に対して別途料金表により事前にご説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。